

**【新設】(中小企業者等であるかどうかの判定の時期)**

**43(4)－1** 法人が、措置法第43条第1項の表の第3号の上欄に規定する「中小企業者等」に該当する法人であるかどうかは、特定設備等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

**【解説】**

- 1 本制度の適用対象法人たる中小企業者等とは、中小企業者(資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人のうち次に掲げる法人以外の法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人をいう。)又は農業協同組合等をいう(措法43①表一、42の4③⑧六七、措令27の4⑫)。
  - ① その発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人(資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。②において同じ。)の所有に属している法人
  - ② ①の法人のほか、その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人
- 2 この「中小企業者等」に該当するかどうかの判定について、上記1のとおり資本金の額若しくは出資金の額又は従業員の数といった外形的基準で行うこととされている。その判定の時期として、例えば、①期首、②特定設備等の取得等をした時、③特定設備等を事業の用に供した時又は④期末などが考えられるが、これらのうち中小企業者等に該当していた時期と該当していない時期とがあるような場合に、この判定をいつの時点で行うべきかという疑問が生じる。
- 3 ところで、本制度は、中小企業者等が行う設備投資に対する税制上の優遇措置であることからみて、中小企業者等であるという現況の下に特定設備等の取得等をして事業の用に供することを予定しているものといえる。このため、中小企業者等であるという現況の下に特定設備等の取得等をして事業の用に供した法人につき、期末において中小企業者等に該当しなくなったとして本制度の適用を受けられないとすることは、当該法人に思わぬ税負担を強いることになり、ひいては設備投資計画の修正を余儀なくさせる結果をも生ずることとなり、本制度の趣旨に合致しないこととなる。
- 4 そこで、本通達において、中小企業者等に該当するかどうかの判定は、その特定設備等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況により行う旨を明らかにしている。したがって、特定設備等の取得等をした日及び事業の用に供した日において、中小企業者等に該当していれば、期首又は期末において中小企業者等に該当していなくても本制度の適用は認められるということになるが、一方で、その取得等をした日において中小企業者等に該当していたが事業の用に供した日には中小企業者等に該当しなくなった場合や、その事業の用に供した日には中小企業者等に該当するものの、その取得等をした日においては中小企業者等に該当していなかった場合には、本制度の適用はないということになる。
- 5 連結納税制度においても、同様の通達(連措通68の16(4)－1)を定めている。